

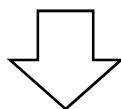
選考試験に関する新たな取組みについて

1 特別選考⑥「カレッジ修了者」に対する筆記試験免除範囲等の拡大

これまで「かながわティーチャーズカレッジチャレンジコース修了者」に対して、筆記試験の一部免除での受験を認めてきた特別選考⑥「カレッジ修了者」について、筆記試験免除範囲等を拡大する。

- ・一般教養・教職専門試験に加えて、教科専門試験も免除とする。
- ・対象校種等・教科を中学校国語、高等学校国語にも拡大する。

| | 対象校種等・教科 | 対象者 | 免除となる試験 |
|---|-----------------------------------|--------------------------------------|------------------------|
| 令和4年度 実施試験 「かながわ ティーチャ ーズカレッ ジ(チャレ ンジコー ス)修了者」 | 小学校 中学校・高等 学校(英語) 特別支援学校 | 「かながわティーチャーズカレッジ(チャレンジコース)」の令和3年度修了者 | (第1次試験) 一般教養・教職専門試験 |



| | 対象校種等・教科 | 対象者 | 免除となる試験 |
|---|--|--------------------------------------|---|
| 令和5年度 実施試験 「かながわ ティーチャ ーズカレッ ジ(チャレ ンジコー ス)修了者」 | 小学校 中学校・高等 学校(国語、英 語) 特別支援学校 | 「かながわティーチャーズカレッジ(チャレンジコース)」の令和4年度修了者 | (第1次試験) 一般教養・教職専門試験 <u>教科専門試験</u> |

2 「特別支援学校教諭等普通免許状」所有者及び取得見込み者に対する加点

「小学校」、「中学校」及び「高等学校」の選考区分受験者を対象に、次の要件を満たす場合は、第1次試験の筆記試験に5点を加点する。

特別支援学校教諭等普通免許状を所有、もしくは令和6年3月31日までに取得見込みの人。